

中央小学校プール開放に係る管理等委託業務仕様書

1 本業務の運営・維持管理は、関係法令規則等に基づき実施すること。

2 受託要件

本業務を受託するにあたっては、下記の各要件を満たし、その証拠書類の写しを全て市へ提出すること。

- (1) 受託者は、警備業法（平成 23 年法律第 61 号）第 4 条に基づく警備業の認定を受けていること。
- (2) 管理責任者は、プール運営を総括する者としての資質を有し、下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財) 日本体育施設協会
水泳指導員	(公財) 日本スポーツ協会
水上安全法救急員	(社) 日本赤十字社
救急法救急員	
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟
プール衛生管理者	(社) 日本プールアメニティ施設協会

- (3) 緊急時における自動体外式除細動器（AED）の取扱いに備え、救命講習会受講修了者又は同等以上の資格を有する者をおくこと。

3 委託業務内容及び期間等

委託期間	契約締結の日の翌日から 8 月 31 日（土）まで		
業務内容	総日数	期間	備考
総括業務	50 日	7 月 12 日（土）から 8 月 31 日（日）まで	
監視業務	25 日	開放日（7 月 12 日（土）から 8 月 31 日（日）までの毎週土、日、月曜日（7 月 14 日(月)は除く）、8 月 13 日（水）から 8 月 15 日（金））	開放時間は午前 9 時から正午。なお、開放時間前後 30 分を清掃時間とする。
受付業務	同上	同上	開放時間は午前 9 時から正午。なお、開放時間前後 30 分を準備時間とする。
日常点検業務 （水質管理）	50 日	管理委託開始日（7 月 12 日（土））から管理委託終了日（8 月 31 日（日））まで	表 1 に記載されている親子水泳教室実施時間帯は除く

設備維持管理業務	同上	同上	同上
水泳教室	3日以上	開放日のうち3日以上	開放時間内に1時間以上実施すること。 (表1に記載されている親子水泳教室は本事業とは関係ないものとする)

4 業務の内容

(1) 総括業務

- ア プール運営を総括する者(管理責任者)を開放日は常時配置すること。ただし、管理責任者の常時配置が困難な場合は、協議の上代理者の配置を認めるものとする。
- イ 業務、監視計画書を作成すること。
- ウ 緊急時に最大限の応急体制を確保できるよう、日頃から従事者に対する訓練、指導を行うこと。
- エ 天候や水温、外気温について常に注意をはらい、天候不順の場合や気温の急激な低下、高温による熱中症等利用者に危険のある場合は、開放を即時中止する。
- オ 公の施設であることを十分認識し、従事者には言葉遣いや接客態度等の教育、研修を実施し、公共施設にふさわしい接客を徹底すること。
- カ 業務日報、実績報告、事故報告書を作成すること。

(2) 監視業務

- ア プールに死角を生じさせることなく、また、緊急時に対応できるよう適切な数の監視員を配置し安全確保に努めること。
- イ 監視員は事前にプール監視の講習を修了している者であること、またはプール監視業務の経験者であり、一定の泳力のある18歳以上の者とする。
- ウ 監視員は利用者と区別するため統一したユニフォームまたは水着を着用し、メガホン、笛は常に携帯すること。
- エ 禁止行為等を十分理解し、違反行為には適切な指導を行い、危険行為等他の利用者の迷惑となる行為を防止すること。施設内への酒気を帯びての入場は厳禁とし、注意すること。
- オ 逐次、安全管理上必要な注意事項等の放送を行うこと。
- カ 事故者を発見した場合直ちに救護に当たり、応急措置、医療機関への通報等必要な措置を講ずるとともに管理責任者に報告する。また、市スポーツ推進課へも迅速に報告を行い連携して対応すること。
- キ 施設、設備等において利用者の安全上支障があると判断される場合は、迅速に予防措置を図るとともに市体育課に迅速に報告し連携して対応すること。
- ク 幼児及び児童の利用に関しては特に注意し、保護者への指導をするとともに十分な安全確保に努めること。

ケ 施設内を清潔に保つため、開場の前及び閉場の後に清掃を行うこと。

(3) 受付業務

- ア 受付窓口で 1 名以上を常において入場者のチェックを行う。(入場者の体調確認・不正入場の防止及び飲酒の有無の確認等)
- イ 利用者への案内及び問い合わせへの対応をする。
- ウ 利用者のトラブルに対する対応をする。
- エ 小学 3 年生以下の者及び保護者の同伴が必要と認められる者については、保護者が同伴していることを確認すること。
- オ 中央小入口及びプール受付口へののぼり旗の設置撤去を行う。
- カ 中央小入口の立て看板の「開放」「休場」表示切替を行う。
- キ プールサイドの日かげ確保の為に簡易テントの組立と撤去を行う。

(4) 日常点検業務

始業時、終業時等に次の業務を行い、各種数値等必要事項をプール管理日誌に記載すること。開放日以外は開放日に備えた水質管理を随時実施する。

ア 始業時

- (ア) 水道メーターの確認 (位置：正門外の西側)

(イ) 開錠

学校施設：更衣室、トイレ、管理室、温水シャワーガススイッチ

学校施設外：管理棟、出入口

- (ウ) ネオクロール 90W の投入

- (エ) 残留塩素、PH の測定

- (オ) 水温 (25m プール東側)、気温 (プールサイド日除け屋根の下) の測定

- (カ) 機械室のポンプメーター「ろ過水量の状況」を確認

イ 終業時

- (ア) 機械室のポンプメーター「ろ過水量の状況」を確認

- (イ) 残留塩素を確認し、数値が低い場合はネオクロール 90W を投入する

- (ウ) 施錠 (始業時と同様)

- (エ) 水道メーターの確認 (位置：正門外の西側)

ウ 随時

- (ア) 開放時間中は、水温等に配慮し、プール水の補給を行う。

- (イ) 随時残留塩素を測定し、不足の際は十分なネオクロール 90W を投入する。

(5) 設備維持管理業務

- ア 設備の維持管理は、専門知識及び経験を有する者が行い機器に精通していること。

- イ 建築電気設備の故障・不具合が発生した場合にはその状況・原因を調査確認し随時報告すること。軽微なものに関しては補修し原状の回復に努めること。

- ウ 汚れ、ごみ、砂、毛髪等沈殿物の除去を随時行うとともに、必要に応じネットによるごみ、浮遊物の除去を行う。

エ 備品を含め施設内を清潔に保つよう随時清掃する。

オ その他

(ア) 各機器の動作状態、外観の確認を行う。

(イ) 各システムの運転状態の確認を行う。

(ウ) 検査結果は3年以上保存する。(厚生労働省の定める基準に基づくこと)

(6) 水泳教室

開放期間中の開放時間内で1時間以上、20名程度を対象とした水泳教室を3日以上実施すること。内容については、市と協議し決定するものとする。

教室専任者を2名以上配置し、監視業務に支障が出ないようにすること。

5 実績報告

実績報告は、幼児については、男女別・保護者の数、小中学生については、学校別・学年別・男女別・保護者の数が確認できる書類を作成し、翌日までに提出すること。

6 経費負担

(1) 発注者の負担

ア 業務遂行に必要な光熱水費

イ 業務遂行に必要な備品（監視台、放送機器類、AED、緊急用品等）

ウ 業務遂行に必要な計器類

エ 業務遂行に必要なプール用薬剤

(2) 受注者の負担

ア 業務遂行に要する提出書類

イ 清掃作業に使用する機材、薬剤等

ウ 業務遂行に要する消耗品、被服等

7 損害賠償

業務中に従事者の故意または過失により利用者に事故が生じた場合及び施設に損害を与えた場合は、受注者がその賠償の責を負うこと。

8 その他

本仕様書に記載のない事項又は、内容等に疑義が生じた場合については、両者協議の上、決定すること。